

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第16回)

平成18年9月11日

公正取引委員会事務総局

今回の独占禁止法改正の主要なポイント

(1) 課徴金制度の見直し

- 課徴金算定率の引上げ

[製造業等 = 大企業 6 % , 中小企業 3 %]	⇒	[製造業等 = 大企業 10 % , 中小企業 4 %]
	小売業 = 大企業 2 % , 中小企業 1 %				小売業 = 大企業 3 % , 中小企業 1.2 %	
	卸売業 = 大企業 1 % , 中小企業 1 %				卸売業 = 大企業 2 % , 中小企業 1 %	
- 違反行為を早期にやめた場合, 上記の算定率を 2 割軽減した率
- 繰返し違反行為を行った場合, 上記の算定率を 5 割加算した率
- 適用対象範囲の見直し (価格カルテル等 価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占, 購入カルテル)
- 罰金相当額の半分を, 課徴金額から控除する調整措置を規定

(2) 課徴金減免制度の導入

- 法定要件 (違反事業者が自ら違反事実を申告等) に該当すれば, 課徴金を減免

[立入検査前の 1 番目の申請者 = 課徴金を免除	}	対象事業者数 合計 3 社
	立入検査前の 2 番目の申請者 = 課徴金を 50 % 減額		
	立入検査前の 3 番目の申請者 = 課徴金を 30 % 減額		
	立入検査後の申請者 = 課徴金を 30 % 減額		

(3) 犯則調査権限の導入等

- 刑事告発のために, 犯則調査権限の導入
- 中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入, 調査妨害等に対する罰則の引上げ・両罰規定 (法人に対する刑罰)

(4) 審判手続等の見直し

- 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い, 不服があれば審判を開始 (勧告制度を廃止)
- 審判官審判に関する規定の整備
- 規則を定めるに当たっては, 手続の適正の確保が図られるよう留意する旨の規定を創設

附則において, 施行後二年以内の見直しを規定。

1. 課徴金制度の見直し

● 制度の概要

- 算定率の引上げ(6% 10%)
- 違反を繰り返した事業者に対する割増算定率の導入(10% 15%)
- 調査開始前に短期間で違反行為をやめた事業者に対する軽減算定率の導入(10% 8%)
- 課徴金の適用対象範囲の拡大(支配型私的独占)

上記の新制度は平成18年1月4日以降の違反行為に対して適用される。

● 施行状況

- 現在までのところ、平成18年1月4日以降の違反行為の事例がないため、新たな課徴金算定率が適用された事件はない。

2. 課徴金減免制度

- 制度の概要

- カルテル・入札談合事案において、違反事業者が公正取引委員会に対し所要の情報提供をするなど一定の要件を満たした場合に課徴金を免除又は減額

- 施行状況

- 平成18年1月4日から3月31日までの間に、同制度に基づく課徴金減免申請は26件
- 旧首都高速道路公団発注のトンネル換気設備工事に係る入札談合事件で、3社に課徴金減免制度を適用(平成18年9月8日)

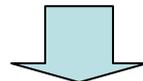
3. 犯則調査権限の導入

- 制度の概要

- 裁判官が発する許可状による臨検等
- 犯罪捜査のために行政調査権限が行使されることのないようファイアウォールを設置
- 犯則調査部門として「犯則審査部」を新設

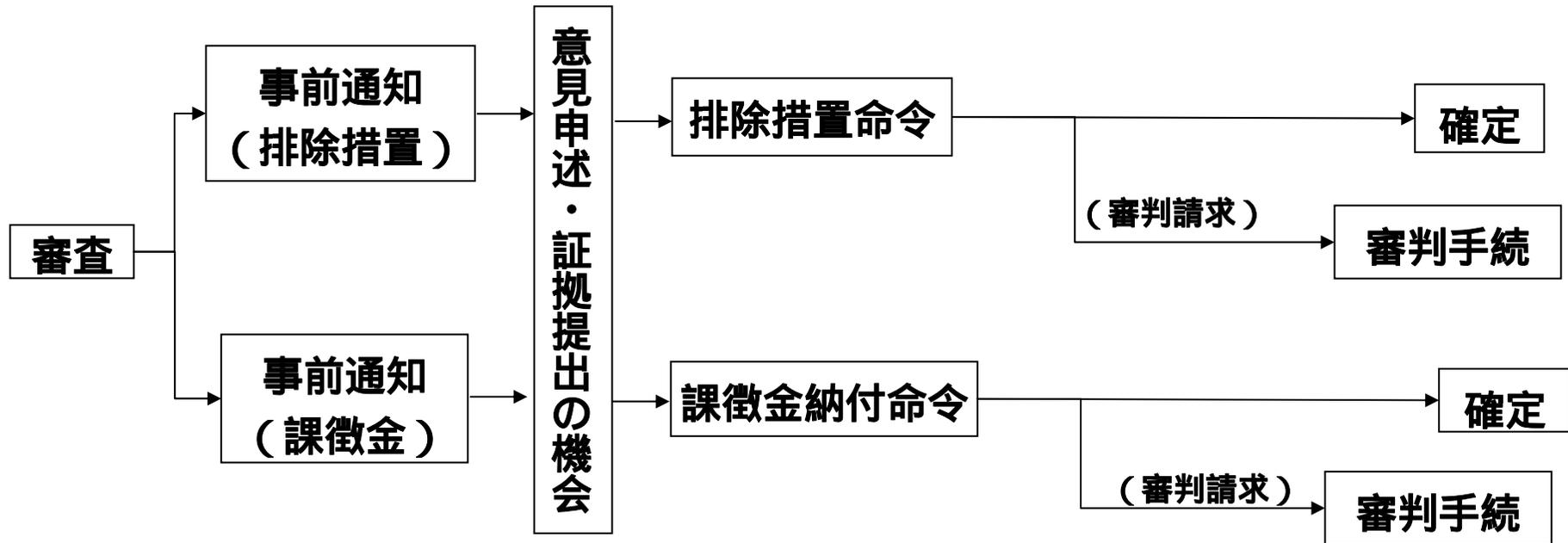
- 施行状況

- し尿処理施設建設工事の入札談合事件について、犯則審査部門による調査
 - ➔ 法人11社及び受注業務担当者11名を検事総長に告発(平成18年5月23日及び6月12日)

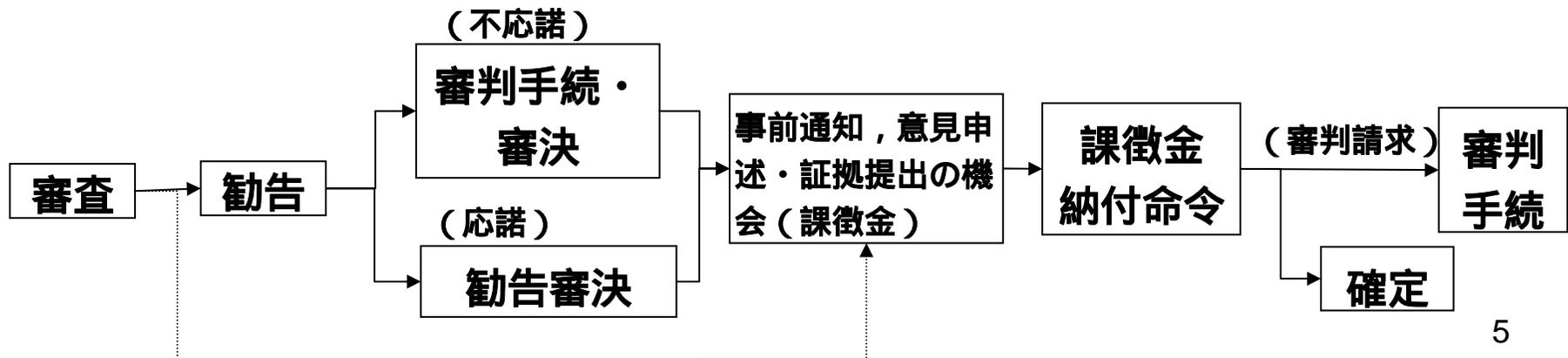


大阪地方検察庁による捜査・公訴提起

4. 改正法における審査・審判手続



【参考：旧法における審査・審判手続】



4-1. 排除措置命令等の事前手続

- 制度の概要

- 名あて人に対し、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与
- 排除措置命令案、課徴金納付命令案等をあらかじめ通知
- 申出があった場合等には、命令案、認定事実を基礎付けるために必要な証拠を説明(事前説明)

- 施行状況

- 通知から意見申述期限までの期間は、通常、2週間程度
- 代理人弁護士同席の上で命令案等の説明
- 事業者多数の場合、すべての事前説明に複数日を要したケースも
- 事業者が地方に所在する場合、地方で事前説明を行う場合も
- 事業者の秘密等の問題が生じない範囲内で他の関係人に関する証拠も説明

4-2. 排除措置命令と課徴金納付命令の同時化

- 制度の概要

- 排除措置命令と同時に課徴金納付命令を出すことが可能に

- 施行状況

- 新法下での排除措置命令はこれまでに7件
- うち5件が課徴金納付命令の対象→排除措置命令と同時に課徴金納付命令を発出
- 具体例
 - 沖縄県発注の建設工事に係る入札談合事件
 - 多数の関係人が関わる事件(150社以上)
 - 審査開始から9か月半強で排除措置命令と課徴金納付命令を同時に発出
 - 床材製造業者による価格カルテル事件
 - 審査開始から8か月半強で排除措置命令と課徴金納付命令を同時に発出

4-3. 審査手続の適正さの一層の確保

- 被疑事実等の告知
 - － 立入検査の際に，事件名，被疑事実の要旨，関係法条を記載した文書を交付
- 提出命令対象物件の閲覧・謄写
 - － 原則として閲覧・謄写可能な旨規則で明確化
 - － 閲覧・謄写を拒否した例なし
- 警告における事前手続
 - － 事前に警告書案を手交し警告内容の説明
 - － 意見を述べ，証拠を提出する機会を付与

4-4. 適正な審判手続の確保

- 事前手続段階での一定の手続保障・情報開示
 - 被審人側にとって審判開始時点での争点特定が従来より容易
- 審判冒頭手続で被審人側の審判請求の趣旨等に対応した審査官側の答弁
 - 早期に実態に即した議論が可能
- 改正後においても適正手続の要請に的確に対応
 - 原処分の判断に全く関与していない審判官が新審判規則に従って適正な手続
- 排除措置命令と課徴金納付命令の審判の併合
 - 手続上の効率性, 被審人の手続上の負担軽減(沖縄県入札談合審判事件)